

いわゆる共謀罪法案の提出に反対する会長声明
～内心を広範に処罰し、監視社会を招く共謀罪に断固反対する～

- 1 政府は、過去に3回廃案になった共謀罪法案（以下「旧法案」という。）に関し、テロ対策の必要性を新たな提出理由に加え、「共謀罪」という名称を「テロ等組織犯罪準備罪」に変更した組織犯罪処罰法改正案を今後の国会に提出する方針であると報じられている（以下「提出予定新法案」という。）。
- 2 提出予定新法案における旧法案からの主な変更点は、以下のとおりである。
 - (1) 適用の対象について、旧法案が「団体」としていたものを、「組織的犯罪集団」とした。
 - (2) 処罰の対象については、旧法案が単に「共謀」としていたものを「二人以上で計画した者」に変更し、かつその計画をした者が「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたとき」という要件を追加した。
- 3 政府は、これらの変更点につき旧法案に対する批判に配慮したものであるとしている。しかし、提出予定新法案は、行為を処罰し、思想や内心の意思を処罰しないという近代刑法の基本原則に反するとして廃案になった旧法案とその本質において全く異ならない。
 - (1) 提出予定新法案の「計画」とは「犯罪の合意」であるから、従来の「共謀」と事実上同じである。

新たに追加された「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の当該犯罪の実行の準備行為が行われたとき」によっても、何ら処罰の対象行為は限定されない。この「準備行為」は、現行法上の予備罪の予備のようにそれ自体が一定の危険性を備えている必要はなく、犯罪の成立要件の限定としてはほとんど無意味である。例えば、預貯金口座から生活資金を引き出す行為も、捜査機関によって犯罪実行に向けた資金の準備行為と認定されれば立件されうることになる。

このように、内心の意思が処罰されるという点で旧法案と全く違いはない。
 - (2) 「組織的犯罪集団」も極めて曖昧な概念であるうえ、捜査機関が認定し立件することになるため、捜査の対象となる団体が際限なく拡大される危険性は払拭できず、単なる「団体」を処罰するとした旧法案と変わらない。
 - (3) 対象となる犯罪も、政府はテロ対策を理由とした上で、旧法案と同じく長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等としているため、600を超える。その結果、偽証罪（刑法第169条）、虚偽通訳罪（同法第171条）、虚偽告訴罪（同法第172条）、賭博場開帳等凶利罪（同法第186条第2項）、背任罪（同法第247条）、貸金業法における無登録営業の罪（貸金業法第47条）など、テロ対策とはおよそ無関係と考えられる罪の共謀までも処罰の対象となる。

4 通信傍受制度の対象犯罪の拡大が2016年12月までに施行されることにより、捜査機関が「計画」つまり「共謀」を捜査対象とする環境は既に整っている。

多くの問題点を含む共謀罪が新設されれば、捜査機関によってテロ対策の名の下に電話やメールなど市民の会話が監視され、思想信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由など憲法上の基本的人権が脅かされることになる。自由主義社会の基盤となる自由な表現活動が委縮し、市民社会の在り方が大幅に変容する可能性が高い。

5 政府が挙げていた旧法案の主な提出理由は、マフィア等の越境的組織犯罪の抑止を目的とする国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「条約」という。）批准のために必要というものであり、テロ対策は挙げられていなかった。条約は経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策や東京オリンピック開催とは本来無関係である。

我が国には、重大な犯罪については既に60を超える陰謀罪及び共謀罪並びに予備罪・準備罪などが規定されているほか、共謀共同正犯理論もある。テロ組織等の組織犯罪集団が行う犯罪行為の大多数は銃器や刀剣など武器の事前準備を伴うことが想定されるが、それらの犯罪行為は、銃砲刀剣類所持等取締法によって未遂以前に取り締まることが可能である。条約を批准するための環境とテロを防止するための環境は既に整っており、共謀罪を新設する必要はない。

6 よって、当会は、共謀罪を内容とする提出予定新法案の提出に強く反対する。

2016（平成28）年10月3日

長野県弁護士会

会長 柳 澤 修 嗣